令和 3 年 4 月 12 日

第 4 回

議 事 録

小国町農業委員会

令和３年第４回小国町農業委員会議事録

１．開催日時　　令和３年４月１２日（月）午後１時３０分から

２．開催場所　　おぐに町民センター　２０４号室

３．出席委員（農業委員８名　　計８名）

会　　長		松岡　克明
会長職務代理者	１番	石松　雄平
委　　員	２番	梅木　美代
	３番	穴井　英雄
	４番	飯沼　由彦
	５番	宮﨑　博美
	６番	佐藤　仲子
	７番	穴井　千年

４．欠席委員

５．議事日程

第１　　議事録署名委員の指名

第２　　議案第１号　　農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定による農地利用集積計画について（利用権貸借）

６．農業委員会事務局職員

事務局長　　宮崎　智幸

事務局職員　　波多野　裕

７．会議の概要

事務局長　　それでは、令和３年第４回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は、8 名で総会は成立しております。

それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松岡会長にお願いいたします。

議　　長　　これより議事に入ります。日程第 1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第 12 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議　　長　　それでは、議事録署名委員は、３番穴井英雄委員、５番宮﨑博美委員にお願いします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第 1 を終わります。

議　　長　　次に、日程第 2 議案第 1 号番号 1 から番号 12「農業経営基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による利用権貸借の農地利用集積計画について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長　　議案集の 1 ページをお開きください。「農業経営基盤強化促進法に基づく、農用地利用集積計画の承認について」農業経営基盤強化法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定についての意見を求める。令和 3 年 4 月 12 日提出、小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

議案第 1 号、番号 1 です。土地の所在は、大字黒渕字〇〇〇〇番地から〇〇までの 17 筆になります。地目は、全て登記簿も現況も畑です。面積が 17 筆合計の 80,763 ㎡です。利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、中間管理機構法による貸し付けです。期間は 5 年です。賃借料については、資料 1 の農用地利用集積計画書に記載しております。

続いて番号2、土地の所在は同じく大字黒渕字〇〇〇〇番地です。地目、登記簿畑、現況畑、面積が 5,789 ㎡です。利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者については、記載の通りです。利用目的は、中間管理機構法による貸し付けです。期間は、5年です。賃借料については、資料1の2ページをご覧ください。

続きまして、番号 3 です。土地の所在は、大字黒渕字〇〇〇〇から4ページの〇〇の13筆です。地目は、全て登記簿畑、現況畑です。面積が合計で、56,111 ㎡です。設定する者、それから設定を受ける者については記載の通りです。利用目的は、中間管理機構法による貸付けです。期間が 5 年です。賃借料については、資料1の3ページに記載しております。今の番号1から番号3までについては、新規の案件になります。

続きまして、番号 4 です。土地の所在が宮原字〇〇〇〇、それから〇〇の2筆です。地目が登記簿田、現況田です。面積が2筆合計で 1,994 ㎡です。これは、再設定になります。設定する者、設定を受ける者については記載の通りです。利用目的が水稲で、期間は5年です。賃借料は、全筆で米〇〇kgです。

続きまして、番号5です。宮原字〇〇〇〇番地です。地目は、登記簿田、現況田です。面積が 1,883 ㎡、再設定になります。設定する者、設定を受ける者については記載の通りです。利用目的は水稲で、期間は5年、賃借料は、1筆当たり米〇〇kgです。

続きまして、5ページ。番号6です。大字宮原字〇〇〇〇番地、地目、登記簿田、現況田、面積が 1,279 ㎡です。設定する者、設定を受ける者については記載の通りです。利用目的が水稲で、期間が5年、賃借料は、1筆当たり〇〇円です。

続きまして、番号 7、宮原字〇〇〇〇番地、地目、登記簿田、現況田、面積が2,638㎡です。これは、新規です。設定する者、設定を受ける者については記載の通りです。利用目的は水稲で、期間は5年、賃借料は、10a当たり米〇〇kgです。

続きまして、番号8、大字上田字〇〇〇〇番地、それから〇〇番地、地目が、登記簿田、現況田、2 筆共同じです。面積が 2 筆で 2,022 ㎡です。これは、再設定になります。設定する者、設定を受ける者については記載の通りです。利用目的は水稲で、期間は5年、賃借料は、全筆で〇〇円です。

続きまして、6ページです。番号9、大字北里字〇〇〇〇番地から〇〇番地の3筆です。地目は、全て登記簿田、現況田です。

面積が 3 筆合計 3,728 ㎡です。これは新規です。設定する者、設定を受ける者については記載の通りです。利用目的は、飼料作物、期間は 10 年、賃借料は、10a 当たり米〇〇kgです。

続きまして、番号 10、大字下城字〇〇〇〇から〇〇の 3 筆です。地目は全て登記簿田、現況田、面積が 3 筆合計 1,900 ㎡です。再設定になります。設定する者、設定を受ける者については記載の通りです。利用目的は野菜で、期間が 5 年です。これは使用貸借になります。

続きまして、番号 11、下城字〇〇〇〇地番から〇〇地番の 3 筆です。1 番目の〇〇番地については、地目が、登記簿、現況共に畑です。あとの 2 筆については、登記簿、現況田です。面積が田 2 筆で合計 3,924 ㎡、畑が 1 筆で 1,941 ㎡、合計 3 筆の 5,865 ㎡です。再設定になります。設定する者、設定を受ける者については記載の通りです。利用目的は水稲等、期間は 10 年、これは使用貸借です。

次 7 ページです。番号 12、大字西里字〇〇〇〇地番から〇〇地番の計 4 筆です。地目は、登記簿田、現況田です。面積が 4 筆合計で 2,674 ㎡です。新規になります。設定する者、設定を受ける者については記載の通りです。利用目的は、水稲で、期間は 2 年 11 ヵ月です。使用貸借になります。

詳細については、資料 1 に農用地利用集積計画書、利用権設定関係という明細を付けております。全てにおいて条件は、クリアしております。農地の全てを効率的に耕作すること、それから農作業に従事すること等の要件を全てクリアしております。以上で説明を終わります。

議　　長　　それではこれより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

1　　番　　1 番です。〇〇件の 1 番 2 番 3 番は、3 年前の残りですか。それとも新規ですか。3 年前にしましたよね。

事　務　局　　3 年前は、〇〇関係の案件でした。〇〇が耕作を辞めた所を対象として委員方に協力していただきまして、〇〇さんと〇〇さんに集積を行いました。今回は、今まで耕作していた方の公社を通した権利設定になります。

事務局長　　基盤強化法で、元々契約されたものについては、解約して中間管理機構法で設定を行っています。新規についても同じです。

１　　番　　1 番です。11 番の〇〇さんの件ですが、〇〇さんと住所が一緒なのですが親子ですか。親子でも利用権設定をしないといけないのですか。

事務局長　　親子関係でも色々な手続の都合上必要になります。今回の場合は、使用貸借になってます。料金は、0 円ということですが、事業や年金の関係により手続きが必要になります。

１　　番　　通常もこういう形ですか。普通の親子関係の経営移譲とか、農業者年金が関係する時も、利用権設定はあがってくるのですか。

事務局長　　そういうことになります。

７　　番　　7 番です。6 ページの、〇〇さんの田んぼを〇〇さんが耕作することになっていますが、今までは誰が耕作していたのでしょうか。

事　務　局　　はい、総会後に合意解約の報告をさせていただきますが、この件が出てきます。〇〇さんが耕作する前は、〇〇さんが耕作をしていました。

７　　番　　稲を作っていたのですか。

事　務　局　　そうです。そのように聞いています。

７　　番　　7 番です。最後の 7 ページです。この〇〇さんという方に、昨日の〇〇の〇〇の総会に出席してまして、顔合わせをしました。やる気はあるようですが、私が聞いた話では、無農薬でお米を作りたいという考えのようです。実際に作ってみないとわかりませんが、作る意欲はあるようでした。地元の人とは良かったねと話したところでした。

議　　長　　それでは、採決いたします。議案第１号番号１から番号12の原案について、同意することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全　員　賛　成）

議　　長　　全員賛成ですので、議案第１号番号１から番号12の原案について同意することを決定いたします。

議　　長　　それでは以上をもちまして、小国町農業委員会第４回総会を閉会いたします。

令和３年第４回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

３　　番

５　　番